

令和元年度

健全化判断比率
資金不足比率

審査意見書

大竹市監査委員

大監第18号
令和2年8月31日

大竹市長 入山 欣郎 様
(総務部企画財政課)

大竹市監査委員 薬師寺 基夫
大竹市監査委員 網谷 芳孝

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について (通知)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の
規定による、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算
定の基礎となる事項を記載した書類の審査について、別添のとおり意見書を提出
します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査を実施した監査委員	1
第5	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
	(1)実質赤字比率	4
	(2)連結実質赤字比率	5
	(3)実質公債費比率	6
	(4)将来負担比率	9
3	資金不足比率	11
	(1)法適用企業	11
	(2)法非適用企業(宅地造成事業以外の事業)	12
	(3)法非適用企業(宅地造成事業)	13
第6	審査意見	14

- (注) 1. 文中及び表中の金額は千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。
2. 比率は、表示単位未満を四捨五入した。
3. 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
4. 「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なものである。
5. 「皆増」とは、前年度の数字が0で当年度に全額増加したものを示す。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年8月17日から令和2年8月25日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査を実施した監査委員

大竹市監査委員 薬師寺基夫

大竹市監査委員 網谷芳孝

第5 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は正確であることを認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	法適用企業	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		公共下水道事業会計					
	法非適用企業	農業集落排水特別会計					
		漁業集落排水特別会計					
		土地造成特別会計					
一部事務組合 広域連合	広島県市町総合事務組合	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	宮島ボートレース企業団						
	広島県後期高齢者医療広域連合						
地方公社 第三セクター等	大竹市土地開発公社	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	広島県信用保証協会						

債務保証をしている法人等がある場合、将来負担比率の算定対象となる。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	13.91	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.91	30.00
実質公債費比率	16.1	16.6	△ 0.5	25.00	35.00
将来負担比率	157.3	167.8	△ 10.5	350.00	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。
実質公債比率は 16.1%で、前年度に比べて 0.5ポイント下回っており、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）のいずれに対しても下回っている。

将来負担比率は 157.3%で、前年度に比べて 10.5ポイント下回っており、早期健全化基準（350.0%）に対して下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

※早期健全化基準, 財政再生基準の適用について

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」, 「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1)実質赤字比率

福祉, 教育, まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し, 財政運営の深刻度を示すもので, 比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は 125, 988千円の黒字となっているため, 実質赤字比率の算定ではなく, 参考にAを実質収支額として計算上の比率を求めたところ, $\Delta 1.69\%$ となり, 前年度と比べ 1.19ポイント黒字幅が大きくなっている。

なお, 自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準 (13.91%)との差は 15.60ポイントとなっている。

(単位:%, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30度	増 減
本市の参考比率 A/B	$\Delta 1.69$	$\Delta 0.50$	$\Delta 1.19$

(単位:千円, %)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	令和元年度	平成30度		
一 般 会 計	98,175	7,925	90,250	1,138.8
一般会計等に属する特別会計	27,813	29,590	$\Delta 1,777$	$\Delta 6.0$
港湾施設管理受託特別会計	27,813	29,590	$\Delta 1,777$	$\Delta 6.0$
合 計 A	125,988	37,515	88,473	235.8
標準財政規模 B	7,413,424	7,477,239	$\Delta 63,815$	$\Delta 0.9$

実質収支額の合計は 125, 988千円で, 前年度に比べ 88, 473千円 (235.8%)の増加となっている。これは, 主に一般会計の実質収支額が 90, 250千円 (1, 138.8%)増加したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,865,366	6,086,922	$\Delta 221,556$	$\Delta 3.6$
普通交付税額	1,053,639	888,153	165,486	18.6
臨時財政対策債発行可能額	494,419	502,164	$\Delta 7,745$	$\Delta 1.5$
合 計	7,413,424	7,477,239	$\Delta 63,815$	$\Delta 0.9$

(注) 標準財政規模とは, 地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は, 標準税収入額等, 普通交付税額, 臨時財政対策債発行可能額を合計した 7, 413, 424千円で, 前年度に比べ 63, 815千円 ($\Delta 0.9\%$)の減少となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本市の連結実質収支額は 2,657,653千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考にA+Bを連結実質収支額として計算上の比率を求めたところ

△ 35.84%となり、前年度に比べ 2.26ポイント黒字幅が大きくなっている。

なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（18.91%）との差は 54.75ポイントとなっている。

(単位:%, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
本市の参考比率 (A+B)/C	△ 35.84	△ 33.58	△ 2.26

(単位:千円, %)

区 分		実 質 収 支 額		増減額	増減率
		令和元年度	平成30年度		
一 般 会 計		98,175	7,925	90,250	1,138.8
一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計	27,813	29,590	△ 1,777	△ 6.0
一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	4,199	4,497	△ 298	△ 6.6
	介護保険特別会計	47,919	104,093	△ 56,174	△ 54.0
	後期高齢者医療特別会計	6,570	3,138	3,432	109.4
小 計 A		184,676	149,243	35,433	23.7
区 分		資 金 剰 余 額		増減額	増減率
		令和元年度	平成30年度		
法適用企業	水道事業会計	1,321,492	1,292,767	28,725	2.2
	工業用水道事業会計	472,658	484,137	△ 11,479	△ 2.4
	公共下水道事業会計	678,827	584,728	94,099	16.1
法非適用企業	農業集落排水特別会計	0	0	0	—
	漁業集落排水特別会計	0	0	0	—
	土地造成特別会計	0	0	0	—
小 計 B		2,472,977	2,361,632	111,345	4.7
合 計 A+B		2,657,653	2,510,875	146,778	5.8
標準財政規模 C		7,413,424	7,477,239	△ 63,815	△ 0.9

連結実質収支額の合計は 2,657,653千円で、前年度に比べ 146,778千円（5.8%）の増加となっている。これは、実質収支額が 35,433千円（23.7%）、資金剰余額が 111,345千円（4.7%）、それぞれ増加したことによるものである。

(3)実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{(\text{標準財政規模 E}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}}{\text{の3カ年平均}}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
実質公債費比率(3カ年平均)	16.1	16.6	△ 0.5

(注) 単年度の実質公債費比率は、令和元年度15.2%、平成30年度:15.6% 平成29年度:17.6% 平成28年度:16.6%

3カ年平均の比率は 16.1%で、前年度に比べ 0.5ポイント低くなっており、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

(単位:千円, %, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
A 元 利 償 還 金	1,826,013	1,926,442	△ 100,429
B 準 元 利 償 還 金	349,425	369,574	△ 20,149
計 (A+B)	2,175,438	2,296,016	△ 120,578
C 特 定 財 源	98,817	181,689	△ 82,872
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,121,286	1,124,384	△ 3,098
計 (C+D)	1,220,103	1,306,073	△ 85,970
E 標 準 財 政 規 模	7,413,424	7,477,239	△ 63,815
実質公債費比率(単年度)	15.2	15.6	△ 0.4

また、単年度で比較してみると、当年度の比率は 15.2%で、前年度に比べ 0.4ポイント低くなっている。これは主として、元利償還金Aが 100,429千円、準元利償還金Bが 20,149千円、それぞれ減少したことによるものである。

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) (注1)	1,826,013	1,926,442	△ 100,429	△ 5.2
準元利償還金 (注2)	349,425	369,574	△ 20,149	△ 5.5
水道事業会計	7,704	9,079	△ 1,375	△ 15.1
工業用水道事業会計	1,079	2,723	△ 1,644	△ 60.4
公共下水道事業会計	102,334	100,824	1,510	1.5
農業集落排水事業特別会計	15,395	15,446	△ 51	△ 0.3
漁業集落排水事業特別会計	7,028	7,150	△ 122	△ 1.7
土地造成特別会計	215,810	234,344	△ 18,534	△ 7.9
一時借入金利子	75	8	67	837.5
合 計	2,175,438	2,296,016	△ 120,578	△ 5.3

(注1) 元利償還金は, 一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は, 主として公営企業会計の支払元利償還金への一般会計からの繰出金や一時借入金利子である。

元利償還金及び準元利償還金は 2, 175, 438千円で, 前年度に比べ 120, 578千円 (△ 5. 3%) の減少となっている。これは, 元利償還金が 100, 429千円 (△ 5. 2%), 準元利償還金が 20, 149千円 (△ 5. 5%), それぞれ減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
市 営 住 宅 使 用 料	37,727	38,184	△ 457	△ 1.2
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	59,227	141,642	△ 82,415	△ 58.2
簡易水道建設費負担金	802	802	0	0.0
情報基盤施設貸付収入	1,061	1,061	0	0.0
合 計	98,817	181,689	△ 82,872	△ 45.6

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は 98, 817千円で, 前年度に比べ 82, 872千円 (△ 45. 6%) の減少となっている。これは主に, 償還期限の到来により街路事業に係る市債の償還額が減少したこと等により, 償還額に充当した都市計画税が 82, 415千円 (△ 58. 2%) 減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	856,654	840,930	15,724	1.9
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注2)	255,913	274,723	△ 18,810	△ 6.8
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (注3)	8,719	8,731	△ 12	△ 0.1
合 計	1,121,286	1,124,384	△ 3,098	△ 0.3

(注1)補正予算債、財源対策債及び臨時財政対策債の償還金が主なものである。

(注2)道路橋りょう費や下水道事業費の市債償還金が主なものである。

(注3)一般会計出資債である。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は1,121,286千円で、前年度と比べ3,098千円(△0.3%)の減少となっている。これは主に、災害復旧費等に係る基準財政需要額が15,724千円(1.9%)増加したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が18,810千円(△6.8%)減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源(基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位:%, ポイント)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
将来負担比率(A-B)/(C-D)	157.3	167.8	△ 10.5

(単位:千円, %)

区 分		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
A	将来負担額	29,094,440	29,354,108	△ 259,668	△ 0.9
B	充当可能な財源 (基金・特定歳入等)	19,192,192	18,689,377	502,815	2.7
計 (A-B)		9,902,248	10,664,731	△ 762,483	△ 7.1
C	標準財政規模	7,413,424	7,477,239	△ 63,815	△ 0.9
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,121,286	1,124,384	△ 3,098	△ 0.3
計 (C-D)		6,292,138	6,352,855	△ 60,717	△ 1.0

将来負担比率は 157. 3%で、前年度に比べて 10. 5ポイント下回っている。

当年度も、早期健全化基準(350. 0%)を下回った数値となっている。

この数値が低い方が、将来の財政を圧迫する可能性が低いといえるもので、平成19年度の制度創設時の 301. 6%から減少基調が続き、当時より 144. 3ポイント減少している。

[参考] 将来負担比率の推移

(単位:%, ポイント)

決算年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
将来負担比率	246.3	235.5	245.0	246.2	242.9
対前年度	△ 48.4	△ 10.8	9.5	1.2	△ 3.3
決算年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
将来負担比率	235.7	214.5	190.5	167.8	167.8
対前年度	△ 7.2	△ 21.2	△ 24.0	△ 22.7	0.0

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方債の現在高	21,372,591	21,391,206	△ 18,615	△ 0.1
債務負担行為に基づく支出予定額	386,137	386,137	0	0.0
公営企業債等繰入見込額	3,292,138	3,533,900	△ 241,762	△ 6.8
組合等への負担等見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	1,592,992	1,590,998	1,994	0.1
設立法人の負債額等負担見込額	2,450,582	2,451,867	△ 1,285	△ 0.1
大竹市土地開発公社	2,448,551	2,449,955	△ 1,404	△ 0.1
第三セクター等	2,031	1,912	119	6.2
合 計	29,094,440	29,354,108	△ 259,668	△ 0.9

将来負担額は 29,094,440千円で、前年度に比べ 259,668千円 (△ 0.9%)の減少となっている。これは主に、公営企業債等繰入見込額が 241,762千円 (△ 6.8%)、地方債の現在高が 18,615千円 (△ 0.1%)、それぞれ減少したことによるものである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
充当可能な基金(注1)	3,989,145	3,844,742	144,403	3.8
充当可能な特定歳入(注2)	1,593,229	1,650,796	△ 57,567	△ 3.5
うち都市計画税充当見込額	579,593	613,112	△ 33,519	△ 5.5
基準財政需要額へ算入される見込額(注3)	13,609,818	13,193,839	415,979	3.2
うち臨時財政対策債償還費等公債費	10,135,929	9,763,535	372,394	3.8
合 計	19,192,192	18,689,377	502,815	2.7

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 地方債の償還に充当できる国・県等補助金、公営住宅の使用料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を基準財政需要額に算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など 11基金 3,989,145千円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当可能な都市計画税などの特定歳入が 1,593,229千円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額が 13,609,818千円となり、全体では 19,192,192千円となっている。

これを前年度と比べると 502,815千円 (2.7%)増加している。これは主に、充当可能な特定歳入が 57,567千円 (△ 3.5%)減少したものの、基準財政需要額へ算入される見込額が 415,979千円 (3.2%)、充当可能な基金が 144,403千円 (3.8%)、それぞれ増加したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)

会計名		令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	公共下水道事業会計	—	—	—	
法非適用企業	農業集落排水特別会計	—	—	—	
	漁業集落排水特別会計	—	—	—	
	土地造成特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	会計年度	A 流動負債	B 算入 地方債	C 流動資産	D 資金不足額 又は 資金剰余額 (A+B-C)	E 事業の規模
水道事業会計	令和元年度	195,963	0	1,517,455	△ 1,321,492	441,764
	平成30年度	196,909	0	1,489,676	△ 1,292,767	450,623
	増減額	△ 946	0	27,779	△ 28,725	△ 8,859
工業用水道 事業会計	令和元年度	119,897	0	592,555	△ 472,658	471,191
	平成30年度	127,474	0	611,611	△ 484,137	468,618
	増減額	△ 7,577	0	△ 19,056	11,479	2,573
公共下水道 事業会計	令和元年度	373,338	0	1,052,165	△ 678,827	662,238
	平成30年度	168,009	0	752,737	△ 584,728	630,009
	増減額	205,329	0	299,428	△ 94,099	32,229

比率は次の算式による。Dの値がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{D(\text{流動負債 A} + \text{算入地方債 B}) - \text{流動資産 C}}{\text{事業の規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 1,321,492千円となり、前年度と比べ 28,725千円の増加、工業用水道事業会計で 472,658千円となり、前年度と比べ 11,479千円の減少、公共下水道事業会計で 678,827千円となり、前年度と比べ 94,099千円の増加となっている。

(2)法非適用企業(宅地造成事業以外の事業)

資金剰余額の様況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	会計年度	A 歳出額	B 算入 地方債	C 歳入額	D 資金不足額 又は 資金剰余額 (A+B-C)	E 事業の規模
農業集落排水 特別会計	令和元年度	42,384	0	42,384	0	5,311
	平成30年度	41,572	0	41,572	0	5,459
	増減額	812	0	812	0	△148
漁業集落排水 特別会計	令和元年度	30,174	0	30,174	0	3,479
	平成30年度	27,458	0	27,458	0	3,485
	増減額	2,716	0	2,716	0	△6

比率は次の算式による。Dがマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D (歳出額 A + 算入地方債 B - 歳入額 C)}}{\text{事業の規模 E}}$$

農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、一般会計から赤字相当額を繰り入れているため、資金不足額を生じていない。

(3) 法非適用企業(宅地造成事業)

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	会計年度	A 歳出額	B 算 入 地方債	C 歳入額	D 土地収入 見込額	E 計 (A+B-C-D)
土地造成 特別会計	令和元年度	804,986	0	280,670	741,155	△ 216,839
	平成30年度	1,160,193	0	629,816	576,703	△ 46,326
	増 減 額	△ 355,207	0	△ 349,146	164,452	△ 170,513

区 分	会計年度	F 地方債 残 高	G 長 期 借入額	H 計 (F+G)	I 資金不足額(剰余額) E>0→E E<0→「E+H」又は 「0」のいずれか小さい方
土地造成 特別会計	令和元年度	4,268,868	0	4,268,868	0
	平成30年度	4,528,202	0	4,528,202	0
	増 減 額	△ 259,334	0	△ 259,334	0

区 分	会計年度	J 資本に相当 する額(建設 改良費に充て た地方債の残 高)	K 負債に相当 する額(実質 赤字額)	L 事業の規模 (J+K)
土地造成 特別会計	令和元年度	4,268,868	524,317	4,793,185
	平成30年度	4,528,202	530,377	5,058,579
	増 減 額	△ 259,334	△ 6,060	△ 265,394

比率は次の算式による。I がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{I}{\text{事業の規模 } L}$$

土地造成特別会計についても、資金不足額は生じていない。

第6 審査意見

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、該当する指標の数値は算定されていない。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等が標準財政規模に占める割合を示す指標であるが、当年度を含む3か年の平均値は16.1%であり、前年度と比べて0.5ポイント改善している。

この主な要因は、平成10年度、15年度発行の中市立戸線道路改築事業債の償還終了などにより、元利償還金が100,429千円(△5.2%)減少し、準元利償還金も20,149千円(△5.5%)減少したことによるものである。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す指標であるが、当年度は157.3%となり、前年度と比べて10.5ポイント改善している。

この主な要因は、地方債現在高や公営企業債等繰入見込み額の減少などによって、将来負担額が259,668千円(△0.9%)減少したことに対して、充当可能な財源が502,815千円(2.7%)増加したことによるものである。

これまでの比率の推移を見ると、平成19年度の制度創設時301.6%から減少基調が続き、当時から144.3ポイント減少するなど、懸念材料を視野に入れつつ、健全な財政運営に取り組んできたことが伺える。

資金不足比率については、公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合を示す指標であるが、法適用企業及び法非適用企業のいずれの会計においても資金不足が生じていないため、比率は算定されていない。

なお、これまで述べてきた健全化判断における各比率については、いずれも国の示す基準において財政の健全段階の範囲内にあるが、あくまでも財政の不健全な状態(度合い)を示す目安に過ぎない。

本市においては、今後も厳しい財政基調が続くことが予測されるなかにあつてさえ、まちの魅力を維持し向上させることが求められており、その財源の一部として計画的な市債発行は避けられず、次年度以降も留意が必要である状況に変化はないと考える。

引き続き市債の発行と償還のバランスをとりながら、将来にわたる負担の平準化に取り組むなど、健全な財政運営を維持できるよう努められたい。